

個人所得課税のポイント ～2025 年度税制改正大綱から

2024 年 12 月 20 日に 2025 年度の税制改正大綱が発表されました。

法人課税や資産課税等でも制度の拡充等が多数行われていますが、今回は、個人所得課税の改正のうち、物価上昇時の税負担及び就業調整への対応とされた、「所得税の基礎控除の引上げ」や「特定親族特別控除(仮称)の創設」といった主に給与所得者に関するものについて、概要をみていきます。

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応としての改正

(1) 給与所得控除の最低課税額の引き上げ <2025 年分以後の所得税について適用>

給与所得者に対し所得税が課税されない給与収入額、いわゆる103万円の壁が**123万円**となり、課税最低額が引き上げられました。また、大学生の年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が**103万円以下**である必要がありましたが、改正により子等の給与収入額が103万円を超えても、親等は、子等の給与収入額に応じ段階的に控除を受けられます。これを**特定親族特別控除(仮称)**といい、改正後、子等の給与収入額が**150万円**に達するまで、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**63万円**の控除を受けることが出来るようになりました。

給与所得者	収入要件対象者	収入要件	
		改正前	改正後
本人の所得税が課税されない収入の上限	給与所得者本人	103万円	123万円
本人が扶養控除(特定扶養親族)、特定親族特別控除(仮称)で63万円控除できる収入の上限*	給与所得者の大学生年代の子等	103万円	150万円

*特定親族特別控除(仮称)の創設で、本人の扶養親族に対する控除が段階的に逡減する方式に変わります。

(2) 基礎控除の引き上げ <2025 年分以後の所得税について適用>

給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられ、**65万円**となります(現行55万円)。

合計所得金額が2,350万円以下である個人の所得税の**基礎控除額**が、10万円引き上げられ、**58万円**となります(現行48万円)。

改正前	項目	適用要件	控除額等
		給与所得控除	
	基礎控除	本人の合計所得金額 2,400万円以下 本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下 本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	48万円 32万円 16万円
改正後	項目	適用要件	控除額等
	給与所得控除		最低保証額 65万円
	基礎控除	本人の合計所得金額 2,350万円 以下 本人の合計所得金額 2,350万円超 2,400万円以下 本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下 本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	58万円 48万円 32万円 16万円

(3)基礎控除の見直しに伴うその他所得要件の見直し <2025 年分以後の所得税について適用>

- ①配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養親族の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、
➡58 万円以下に引き上げられます(改正前:48万円以下)。
- ②ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、
➡58万円以下に引き上げられます(改正前:48万円以下)。
- ③勤労学生の対象となる学生等の合計所得金額要件が、
➡85 万円以下に引き上げられます(改正前:75万円以下)。
- ④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額が、
➡65 万円に引き上げられます(改正前:55万円)

(4)特定親族特別控除(仮称)の創設 <2025 年分以後の所得税について適用>

■扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つで、居住者に、19 歳以上 23 歳未満である控除対象扶養親族が居る場合その居住者の所得から 63 万円を控除するものです。

■特定親族特別控除(仮称)

今回の改正で新設される制度で、居住者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者および青色事業専従者等を除き、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で、控除対象扶養親族に該当しない親族がいる場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から一定の控除額が控除されます。親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額(63 万円)の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとなっており、大学生世代の子どもを支える家庭への税負担が軽減されます。

	親族等の合計所得金額	控除額	
		改正前	改正後
扶養親族(特定扶養親族)	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超58万円以下		
特定親族特別控除(仮称)	58万円超85万円以下	0円	63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		51万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

*本内容は、2025年度(令和7年度)税制改正大綱に基づき、情報提供を目的として、一般的な概要を記載したものです。今後の法案・法令等により上記内容と異なる内容が制定される可能性もありますので、ご注意ください。

自社にあった取り組みを見つける 経営深堀マップ

事業者がかかえる課題に対し、国からはさまざまな支援ツールが用意されていますが、「支援ツールが多すぎて、どの情報にアクセスすればよいかわからない」とお悩みの方も多いのではないのでしょうか。このような事業者を支援するために、ミラサポPlusにて昨年末から、「経営深堀マップ」(試作版)の提供が開始されています。

■経営深堀マップとは

経済産業省と中小企業庁が共同で運営している中小企業向けサイト“ミラサポPlus”にて提供されているもので、事業者が直面する経営課題ごとに役立つ情報をツリー形式でわかりやすく紹介してくれます。

各経営課題の深堀マップを使うことで、自社にあった取り組みや支援策を見つけることができます。



例えば、自社の経営課題が「利益を増やしたい」であり、「生産効率を上げたい」という場合、生産性向上の好事例(事例の紹介)が挙げられています。

■経営深堀マップの使い方

①まずは経営深堀マップ全体図を表示し、全体を俯瞰してみましょう

<https://mirasapo-plus.go.jp/fmap/main/index.html>

まだ自社が取り組んでいない経営の打ち手が見えてくるかもしれません。

②各分野を深堀してみましょう

各経営課題の深堀マップを使って、自社にあった取り組みや支援策を見つけることができます。

③ノート(メモ)機能を活用してみましょう

ノート(メモ)を表示することで、各施策のエッセンスが把握できます。ポイントを押さえたうえで、深掘りしてみましょう。



詳細な使い方は以下の使い方ガイドをご覧ください

https://mirasapo-plus.go.jp/resource/image/fmap/pdf/map_exercise.pdf

経営深堀マップはまだ試作版とされており、企業の経営者や認定支援機関等の企業経営の支援者に対して、実際に使った感想や改善点などのアンケートを実施しています。このアンケートの意見を踏まえて、今後、使い勝手の良いものに見直しが行われる予定だとされています。

参照:ミラサポPlus「経営深堀マップって何だ？」

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/26711/>

一歩踏み出せない方に すぐに始められる投資サービス

「人生100年時代」と言われるようになり、自分自身で資産形成を行う重要性がますます高まっています。しかし、投資を始めたいけれど、一度にまとまった金額を預けるのは不安であったり、専門知識やノウハウが不足していて具体的な金融商品の選び方が分からない、などの理由で、最初の一步を踏み出すことができないという方も多いのではないのでしょうか。最近は、そのような方でも簡単に投資が始められるサービスが増えていますので、いくつかご紹介します。

■100円投信積立

100円投信積立とは、100円という少額から投資信託の積立を始められるサービスのことです。ネット証券などで提供されており、毎月、毎週、さらには毎日といったサイクルで積立が可能です。大きな金額を一度に投資すると、価格変動に一喜一憂しがちですが、少額の投資なら冷静に判断しやすく、損失リスクも低くなります。さらに継続することで投資の知識が蓄積され、徐々に投資額を増やすことも可能です。投資の入り口として、この方法を活用するのも良いでしょう。



■ポイント運用・ポイント投資

キャッシュレス化が進む中、買い物やサービスで貯まったポイントを使って投資ができるサービスがあります。元本保証はありませんが、手元の資金が減らないので安心です。

ポイントの増減を通じて、政治・経済ニュースにも興味が湧き、本格的な投資のきっかけになるかもしれません。なお、ポイントを利用した投資には「ポイント運用」と「ポイント投資」の2種類があります。

*ポイント運用

ポイント運用では、簡単に投資を疑似体験できます。ポイントサービスのIDとパスワードがあれば始められ、株式や投資信託の値動きに応じてポイントが増減します。個別の株式や投資信託を選ぶのではなく、あらかじめ用意されたコースから選択するのが一般的です。

あくまで投資の疑似体験あり、現金での投資ではないため、証券口座を開設する手間もなく、取引手数料もかかりません。そのため、ポイント投資と比べても、投資初心者に向いていると言えるでしょう。



*ポイント投資

ポイント投資は、貯めたポイントを現金に換えて金融商品を購入する方法です。ポイントは減りますが、運用で利益が出れば現金を受け取れます。株式や投資信託など、通常の投資と同じ商品が購入可能で、1株から投資できるサービスもあります。

なお、証券口座の開設や取引手数料が必要です(利用するポイントが証券会社登録に対応しているかの確認も必要)。ポイントと現金を組み合わせることも可能ですので、最初はポイントだけで少額の投資を始め、慣れてきたら現金を使っての投資を始めるという方法も可能です。

■おつり投資

おつり投資は、クレジットカードや電子マネーと連携し、買い物時のおつり相当額を自動的に積み立てて運用するサービスです。100円、500円、1,000円などの基準額を設定し、決済金額の端数をおつりとして積み立てます。

例えば、320円の買い物なら、100円基準で80円、500円基準で180円、1,000円基準で680円が積み立てられます。毎月1回、おつりの合計額が自動引落としされ、リスク許容度に応じたETF(証券取引所に上場している投資信託)で運用されます。

一度設定すれば自動で投資に回されるため手間がかからず、支出がなければ投資額も発生しないので続けやすいです。家計簿アプリと連携して履歴を記録することも可能です。

ただし、出金手数料や運用手数料がかかる場合があるので、事前に確認が必要です。

このように、投資も多様な仕組みやサービスが増えています。投資である以上、元本保証はありませんが、これまで投資に踏み出せなかった方も、長期的な資産形成の第一歩として、自分に合ったサービスを利用してみてはいかがでしょうか。

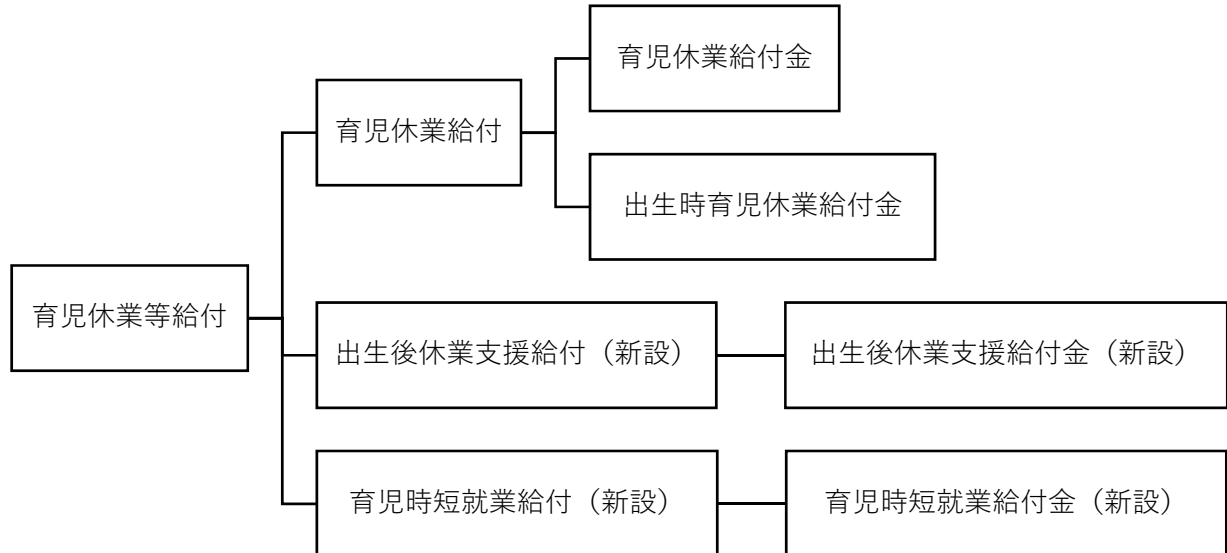
(参考)金融広報中央委員会 知るぽると

https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/simple_toshi/

※サービスの詳しい内容は、各金融機関にお問い合わせください。

令和7年4月から雇用保険法が改正されます

雇用保険法の改正により、新たに「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」が創設され、令和7年4月1日から施行されます。これにより、育児休業給付の給付体系は以下のようになります。



新たに施行される「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」についての概要を説明します。

【出生後休業支援給付金】

出生後休業支援給付金は、出産後の一定期間内に夫婦が共に14日以上育児休業を取得した場合において、最大で28日間、休業前の給与のおよそ13%を支給する給付金です。

出生後休業支援給付金は、従来からある育児休業給付金や出生時育児休業給付と合わせて申請することが前提となっています。

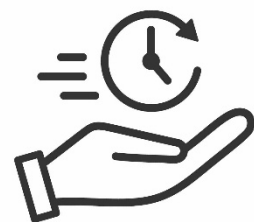
とても簡単に言ってしまうと、育児休業給付金などにプラスして支給される給付金というイメージです。もともと育児休業給付金の支給が、給与のおよそ67%なので、出生後休業支援給付金の支給(およそ13%)と加えると、支給額は額面給与のおよそ80%となります。なお、額面給与とは、支払われる給与の総額(基本給に各種諸手当を加えた金額)で、社会保険料や税金等を引く前の給与の事です。夫婦ともに雇用保険に加入していなければこの給付は受けられないのが原則ですが、仮に、夫婦どちらかが雇用保険に加入していない場合も(例えば個人事業をしているなど)、雇用保険に加入していて、育児休業を取っている夫婦の一方は受給ができる要件が整備されています。



【育児時短就業給付金】

育児時短就業給付金は、育児休業給付金などを受けていて、職場復帰し、引き続き2歳未満の子供を育てながら、時短勤務している方に対して、原則として、子供が2歳になるまで支給される給付です。時短勤務による給与額の低下割合にもよりますが、最大でおよそ額面給与の10/100が支給されます。

本文での記載については概要となりますので、その他、支給申請においては細かな要件がある点をご注意ください。今後、育児休業や時短勤務の制度を使う方がいらっしゃる際は、今回改正の給付も視野に入れながら対応してゆきましょう。



(人事労務事業部 社会保険労務士 有田一範)

2025年巳年設立の法人 全国で26万9,955社

2025年の干支は“巳(み)”。全国で巳年に設立された法人は、十二支で最も少ない**26万9,955社**で、全国の法人約**370万社**の**7.2%**でした。巳年の法人設立を12年ごとにみますと、最多は**2013(平成25)年の8万8,592社(構成比32.8%)**、次いで、**1989(平成1)年の6万940社**、**2001(平成13)年の5万2,536社**と続きます。平成以降の巳年に設立した企業数は、合計**20万2,068社**を数え、巳年全体の**74.8%**を占めています。また、**100年超**となる**1917年**以前の設立法人は、**178社(構成比0.06%)**でした。**2025年**は十干では乙、十二支では巳の「乙巳(きのとみ)」で、乙は困難があっても紆余曲折しながら進むこと、巳は脱皮し強く成長する蛇のイメージから再生と変化を意味し、これまでの努力や準備が実を結び始める時期といわれており、新たな成長につながる1年になるか注目されています。

【出典】株式会社東京商工リサーチ「2025年“巳年”設立の法人調査」令和6年12月11日

「ネット銀行経済圏」中小企業に浸透、取引社数は1万社突破

実店舗を持たず、インターネットバンキングなど個人向け金融事業を主力とする「ネット銀行(新形態の銀行)」が中小企業にも浸透しているようです。他業態に比べ大幅なシェア拡大が続くネット銀行のメインバンクシェアは、**2024年**で**0.28%**(前年比+**0.06pt**)、社数で**4197社**を数え、調査を開始した**2009年**からは社数で約**27倍**、**10年前(2014年)**からは同**5.4倍**に増加しています。企業がメインバンクとしているネット銀行は、楽天グループの「楽天銀行」が**1368社**、シェア**0.09%**でトップとなり、ソフトバンクグループの「PayPay銀行」が**1139社**、三井住友信託銀行とSBIホールディングスが共同出資する「住信SBIネット銀行」が**952社**、「GMOあおぞらネット銀行」が**686社**と上位4行でネット銀行全体の約**99%**を占めています。

【出典】株式会社帝国データバンク「全国企業「メインバンク」動向調査(2024)」令和6年12月16日

温暖化ガス目標、2040年度73%減 家庭8割・産業6割減

経済産業省と環境省の有識者会議は昨年**12月24日**、新たな地球温暖化対策計画の原案をとりまとめました。温暖化ガスの排出量削減目標を**2035年度**に**2013年度**比**60%減**、**2040年度**に**73%減**を目指すとしています。**2040年度**に暮らしに直結する家庭部門は**71~81%**、産業部門は**57~61%**、運輸は**64~82%**、それぞれ**2013年度**比で二酸化炭素(CO2)排出を減らす案を示しています。省エネの徹底や脱炭素電源の利用、ライフスタイルへの転換を進めることで、温暖化ガスを減らす、としています。

【出典】経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー基本計画(案)」令和6年12月24日

令和5年分相続税申告額 3兆53億円

国税庁は令和**5年分**相続税申告額が前年比**7.4%増**の**3兆53億円**に上ったと公表しました。基礎控除額が引き下げられて現行の算出方法となった平成**27年**以降で最高を更新しています。令和**5年分**における被相続人数(死亡者数)は**1,576,016人**(前年対比**100.4%**)で、このうち相続税の課税対象は**155,740人**(同**103.2%**)と過去最多でした。その課税価格の総額は**21兆6,335億円**(同**104.6%**)、申告税額の総額は**3兆53億円**(同**107.4%**)でした。相続財産の金額を項目別にみますと、現金・預貯金などが**7兆9,633億円**とトップで、次いで土地**7兆1,425億円**でした。

【出典】国税庁「令和5事務年度における相続税の調査等の状況」令和6年12月18日

食べものを捨てない社会へ 「mottECO(もってこ)」

「mottECO(もってこ)」という言葉をご存じでしょうか？

「mottECO」とは、飲食店で食べきれなかった料理を専用の容器に入れて自己責任で持ち帰る、環境省が提唱する取り組みの愛称です。行政と飲食店等が連携して食品ロス削減のため普及に取り組んでいます。「mottECO」には「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められています。

食べものを捨てない社会へ

日本の食品ロス量は、年間 472 万トン。毎日、大型トラック(10トン車)約 1,290 台分の食品を廃棄している計算になるそうです。この中には、まだ食べられる食品も多く含まれており、食品ロスは深刻な社会問題となっています。mottECO は、こうした食品ロスを減らすための具体的なアクションとして導入されました。

私たち利用者と飲食店との相互理解のもとで、環境に優しい行動を促進することを目的としています。

mottECO で気をつけること

mottECO では、食品ロスを減らすために持ち帰りを推奨していますが、食べ残しの持ち帰りは食中毒など衛生上のリスクがあるため、以下のような注意が必要です。

- 十分に加熱された食品に限定する
(生ものや半生など加熱が不十分な料理は持ち帰りできません)
- 帰宅後に再加熱できるものを持ち帰る
- 帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめる
- 見た目やにおいが怪しい場合は口にしない

また、外食の際は食品ロス削減に積極的に取り組む店を選んだり、小盛りメニューやハーフサイズなど、料理の量を選べる店を選択することも食品ロス削減につながります。

mottECO の普及を推進する行政と民間の連携アライアンスとして「mottECO 普及コンソーシアム」があり、ここには、外食・中食事業者、ホテル事業者、自治体、大学等、さまざまな団体が参加しています。

第一に mottECO の利用が必要ないように、外食の際は、おいしく食べられる量を注文し、残さず食べきるようにしましょう。

私たちひとりひとりが責任をもって食品ロスを減らし、環境に優しい社会の実現を目指したいですね。

出典:環境省「mottECO」



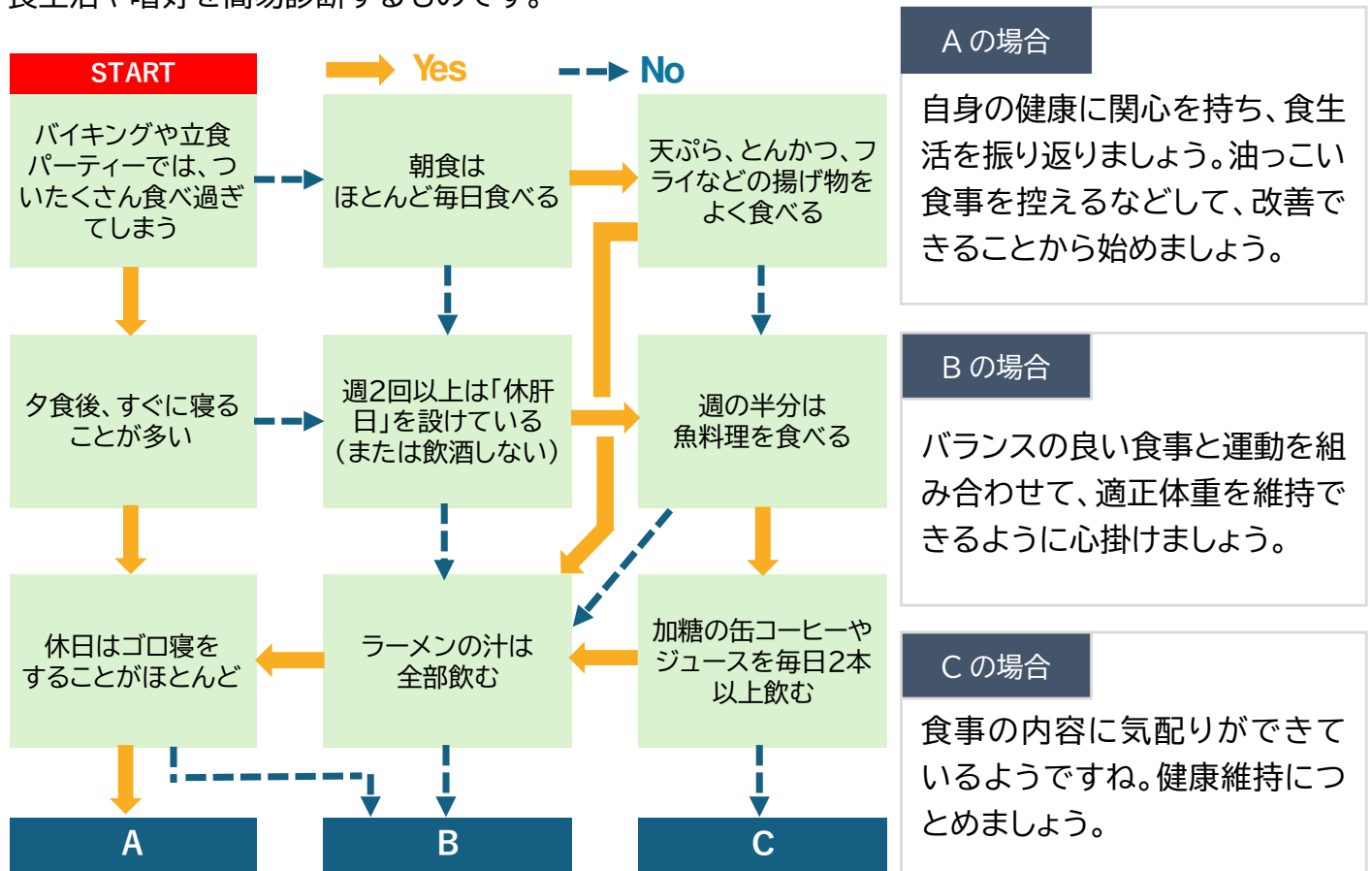
食事とカラダの健康チェック

みなさんは自分の健康状態を把握していますか？健康と食生活は深く関係しているといわれています。中高年期になると、長年の生活で身についた食生活や生活習慣が身体に悪い影響を及ぼすことも出てくるかもしれません。

簡単なチェックシートですが、質問を参考に食生活を見直すきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

食生活チェックシート

食生活や嗜好を簡易診断するものです。



※農林水産省「食とからだ」チェックシート 中高年男性編より

外食やテイクアウトなどでの食事が増えると脂質や食塩の摂りすぎや栄養の偏りが生じやすくなるそうです。また、栄養バランスの乱れに運動不足やストレス過多が重なると、生活習慣病などを招きやすくなるといわれています。

エネルギーや脂質、食塩の摂りすぎに注意しながら、たんぱく質やカルシウムなどはきちんと摂るなど食生活を見直し、さらに、毎日の生活の中で積極的に体を動かしたり歩くなど、運動の習慣も身に付けると生活習慣病の予防になるそうです。

自身の健康に関心を持ち、毎日の食生活を見直すきっかけにしたいですね。

出典：農林水産省「食生活指針ガイド」「食とからだ」チェックシート

白身魚の野菜あんかけ

健康を維持するためにも食事の栄養バランスには気を配りたいですね。今回は不足しがちな野菜をたっぷり使ったレシピをご紹介します。

<材料>2人分 1人分 301kcal

- ・ 白身魚(生たらなど) 切り身 2切れ
- ・ ねぎ 1/2本
- ・ しめじ 1/2パック
- ・ にんじん 30g
- ・ さやえんどう 4枚
- ・ 片栗粉 適量
- ・ サラダ油 大さじ2
- ・ ごま油 大さじ1
- ・ 水溶き片栗粉:水(大さじ1)に片栗粉(小さじ2)

【A】下味

- ・ 塩、こしょう 各少々
- ・ 酒 大さじ1

【B】

- ・ かつお出汁 1/2カップ
- ・ しょうゆ 大さじ1/2
- ・ みりん 大さじ1/2
- ・ 酢 大さじ1
- ・ しょうがのしぼり汁 小さじ1

<作り方>

- ① 白身魚は食べやすい大きさに切り、【A】で下味をつけ、しばらくおきます。5分ほど経ったら水気をふきとり片栗粉を薄くまぶします。
- ② ねぎは5cmの長さの4つ割りにし、しめじは食べやすい大きさにほぐします。にんじんは短冊切りにします。さやえんどうは筋を取って斜め半分に切ります。
- ③ フライパンにサラダ油を熱し、①を入れて油をかけながら焼き、器に盛り付けます。
- ④ ③のフライパンはキッチンペーパーなどでさっと油を拭きとり、ごま油を入れて熱し、②の野菜としめじを固いものから入れて、炒めます。
- ⑤ ④に【B】を加え、煮立ったら水溶き片栗粉を加えてとろみをつけ、③にかけて出来上がりです。

※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※・・・※

春菊と油揚げのからしポン酢和え

<材料>2人分 1人分 92kcal

- | | | | |
|-------|----------|-----------|----------|
| ・ 春菊 | 1袋(200g) | 【調味料】 | |
| ・ 油揚げ | 1枚(20g) | ・ ポン酢しょうゆ | 大さじ1と1/2 |
| | | ・ からし | 小さじ1/2 |
| | | ・ ごま油 | 小さじ1 |



※ポン酢しょうゆは、しょうゆ、酢、みりんを 2:2:1 の割合で混ぜ合わせ加熱したものです。市販のポン酢しょうゆでも代用できます。

<作り方>

- ① 春菊は5cm幅に切ります。鍋に湯をわかし、春菊を入れて30秒ほどさっと茹でて取り出し、水にさらしてから手でぎゅっと絞って水気を切ります。
- ② 油揚げはキッチンペーパーで油をふきとり、横半分に切って1cm幅に切ります。天板にアルミホイルを敷いて油揚げを並べ、トースターで薄く焼き色がつくまで6分ほど焼きます。
- ③ ボウルに【調味料】の材料を入れてよく混ぜ、春菊、油揚げを加えて混ぜて出来上がりです。

シンプルかつ効果的なタスク管理法

アイビー・リー・メソッド

アイビー・リー・メソッドは、100年以上も前から使われているタスク管理法です。20世紀初頭にアメリカのコンサルタント、アイビー・リーによって考案されました。

■アイビー・リー・メソッドとは

アイビー・リー・メソッドは、タスクの優先順位を明確にし、生産性を向上させるためのシンプルな手法です。このメソッドは、毎日のタスクを整理し、最も重要なものから順に取り組むことで、効率的に仕事を進めることを目的としています。

■手順・方法

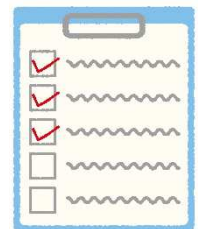
アイビー・リー・メソッドは以下の手順で、毎日繰り返し行っていきます。

① 前日の仕事終わりに6つのタスクをリストアップ

翌日にやるべきことを6つ書き出します。これにより、翌朝のスタートがスムーズになります。

タスクは具体的で達成可能なものにすることが重要です。

終わりのないリストを作らないためにも、6つ以上のタスクは書きません。



② タスクに優先順位をつける

リストアップしたタスクに、重要度の高い順に1から6まで番号を振ります。

最も重要なタスクを1番に設定します。

③ 優先順位に従ってタスクを実行

翌日は、1番目のタスクから取り組みます。1つのタスクが完了するまで次のタスクには手をつけません。

この方法により、重要なタスクが確実に完了します。

④ 未完了のタスクは翌日に持ち越す

その日に全てのタスクを完了できなかった場合は、未完了のタスクを翌日のリストに加えます。

そして、翌日のリストを作成する際に、再度優先順位をつけ直します。

アイビー・リー・メソッドは、シンプルながらも効果的なタスク管理法として、長年活用されてきました。このメソッドを実践することで、タスクの優先順位が明確になり、効率的に仕事を進めることができます。特に、毎日のリスト作成と優先順位の設定が重要なポイントですので、ご自身の仕事の状況や性質に応じて、アイビー・リー・メソッドを取り入れてみてはいかがでしょうか。

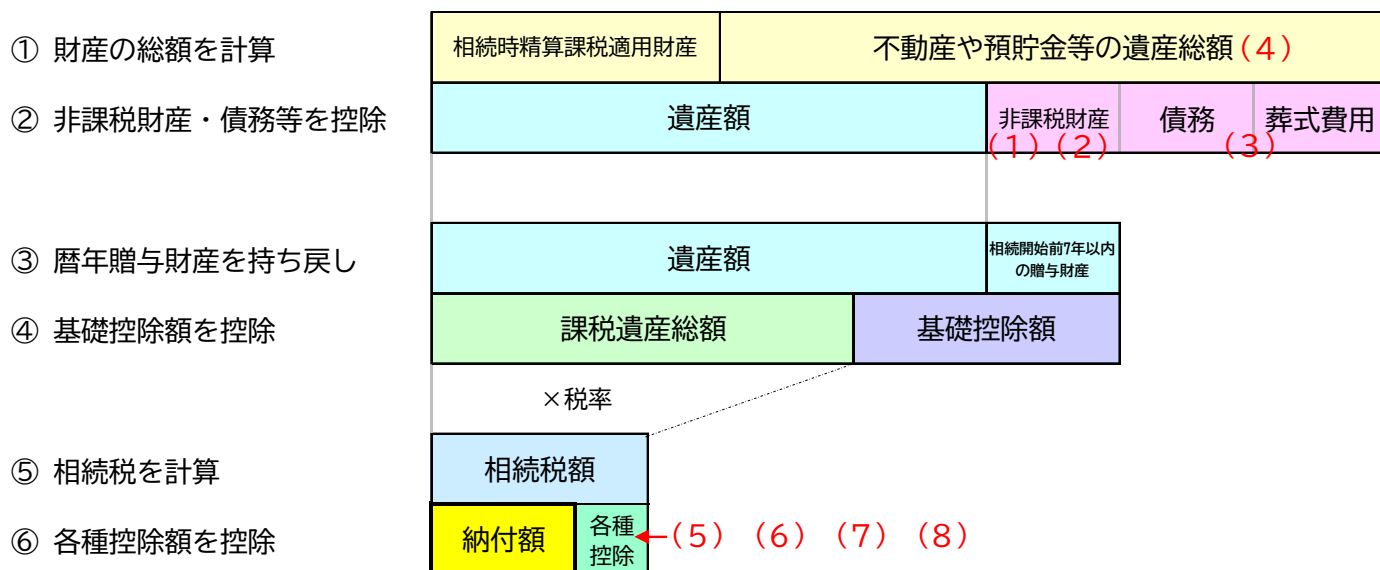


各種制度の適用と相続税申告義務の有無について

相続税には様々な規定があり、うまく活用することで税額を減らすことができます。場合によっては0円になることもあります。ただし、一部の特例を適用するには相続税の申告が必要です。

今回は、各種制度と相続税申告義務の有無に焦点を当ててまとめました。

まずは、相続税の計算の流れからご説明します。下記の【図】をご覧ください(カッコ内の数字は、次ページ以降で各種規定がどの段階で適用されるかを示しています)。



【図】

- ① 相続開始時点で遺された不動産等や預貯金等の財産額に、相続時精算課税による贈与財産の額を加算し、財産の総額を計算します。
- ② ①から非課税財産、債務及び葬式費用を控除し、遺産額を求めます。
- ③ ②の遺産額に、相続開始前7年(改正前は3年)以内の暦年贈与財産を加算し、課税価格の合計額を求めます。
- ④ ③から基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を差し引き、課税遺産総額を求めます。
申告が要件となっている特例を使わずに課税遺産総額が0円以下となる場合は、相続税の申告義務はありません。
- ⑤ ④の課税遺産総額に相続税率を適用して相続税額を求めます。
- ⑥ 税額控除の適用が受けられる場合には、⑤から一定額を控除して実際の納付額となります。

それでは、本題の申告義務の有無を中心に各種規定をご紹介します。

(1)生命保険金(死亡退職手当金)の非課税の規定を使う場合

相続人が受け取った生命保険金には、「500万円×法定相続人の数」で計算される非課税限度額があります。この非課税限度額を適用した結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合には、**相続税の申告義務はありません**。被相続人の死亡によって支給される退職手当金等も同様の取り扱いとなります。

(2)国等に対して相続財産を寄附したため、基礎控除額を下回る場合

国や地方公共団体または認定NPO法人に対して相続財産を寄附すると、その寄附財産は非課税の取扱いとなります。その結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合でも、**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(3)債務や葬式費用を控除して基礎控除額を下回る場合

財産から債務や葬式費用を控除した結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合は、**相続税の申告義務はありません**。

(4)小規模宅地の特例を使う場合

小規模宅地の特例は、その土地の価額から80%または50%を減額できる制度です。この規定を適用する場合は、計算した結果相続税額が0円となっても**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(5)配偶者の税額軽減(いわゆる配偶者控除)を使う場合

配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が取得した財産のうち、1億6千万円または法定相続分相当額のいずれか多い金額まで相続税がかからないという制度です。この規定を適用する場合は、計算した結果相続税額が0円となっても**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(6)未成年者控除や障害者控除を適用して相続税額が0円になる場合

未成年者控除は、相続人が未成年である場合にその未成年者が18歳になるまでの年数に応じて一定額を控除する制度です。一方、障害者控除は、相続人が障害者である場合にその障害者が85歳になるまでの年数に応じて一定額を控除する制度です。これらの制度を適用した結果、相続税額が0円になる場合には**相続税の申告義務はありません**。また、これらの控除額がその相続人の相続税額を超えて引ききれない場合には、その余った控除額をその相続人の扶養義務者(実際の扶養の有無に関係なく配偶者や兄弟姉妹、三親等内の親族等)の相続税額から控除することができますが、その結果、相続税額が0円になる場合でも**相続税の申告義務はありません**。

(7)相次相続控除や外国税額控除を適用して相続税額が0円になる場合

相次相続控除は、短期間に相続が重なった場合に税負担が重くなりすぎないように一定額を控除する制度です。また、外国税額控除は、国外にある財産に対して外国で相続税に相当する税を納めた場合に一定額を控除する制度です。これらの制度を適用した結果、相続税額が0円になる場合は**相続税の申告義務はありません**。両制度の補足としては、相次相続控除は上記(6)と異なり、余った控除額があっても他の相続人から控除できず、外国税額控除は外国で納めた税の方が多くなる場合でも、申告により超過分の還付を受けることはできません。

(8)贈与税額控除を適用して相続税額が0円になる場合又は還付になる場合

① 暦年課税の場合

被相続人から相続開始前7年(改正前は3年)以内に贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。同じ財産に対して相続税と贈与税の二重課税を防ぐために、既に納付した贈与税額を相続税額から控除する制度が贈与税額控除です。この贈与税額控除を適用した結果、相続税額が0円となる場合は**相続税の申告義務はありません**。

併せて押さえておきたいのが、暦年課税の場合は、贈与税額控除による控除額が相続税額を超えることになってその超過額の還付を請求することができないという点です(⇔下記②)。

② 相続時精算課税の場合

相続時精算課税は、文字通り相続時に税額を精算する制度です。被相続人からこの制度の下で受けた生前の贈与財産全て(令和6年以降は基礎控除額110万円を超える部分に限る)を相続財産に加算し、納付した贈与税額がある場合には相続税額から控除します。その結果、相続税額がある場合は当然に申告が必要ですが、相続税額が0円となる場合は**相続税の申告義務はありません**。また、相続税額がマイナス(還付)となる場合、**申告義務はありませんが、申告することにより還付を受けることができます**(⇔上記①)。

上記の中で特に勘違いしやすいのが(4)と(5)です。これらの規定を適用して相続税額が0円になる場合でも、申告義務自体はあるのでご注意ください。忘れたところに税務署から連絡がきて、慌てることとなります。

より詳しいご説明をご希望の方や相続税の試算をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)

—ヤマダメンバーズプレス 2025 年新春号 No.129—

(令和 7 年 1 月 20 日発行)

発行人 代表 山田良平
編集責任者 内藤恵美
編集 有田一範(保険のページ)
上島千明(マネーのページ、仕事のエスプリ)
梶井恵里(経営のページ、ニュースな数字)
松川仁美(エコのある暮らし、栄養と健康のページ、おいしいレシピ)

*この記事は当事務所の HP から閲覧することができます→



 ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012 東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680
URL <https://yamadasougou.co.jp>
E-mail e-naito@yamadasougou.co.jp

*プレスに関するお問い合わせは、担当者または上記 E-mail アドレスへお願いします。